

# 重 要 事 項 説 明 書

訪問介護ステーション クレイン東邦

# 訪問介護重要事項説明書

訪問介護ステーションクレイン東邦(以下「事業所」という。)の行う、訪問介護(以下「訪問介護」という。)の提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきことを次の通り説明いたします。

## ◇ 目 次 ◇

1. 事業所の概要	-----	2
2. 事業所の目的及び運営方針	-----	2
3. 事業所の職員体制	-----	2
4. サービスの提供時間帯	-----	3
5. サービスの内容	-----	3
6. 利用料	-----	3
7. サービスの利用方法	-----	4
8. 当事業所のサービスの特徴	-----	5
9. 秘密の保持と個人情報の保護について	-----	5
10. 緊急時の対応方法	-----	6
11. 非常災害対策	-----	6
12. 暴力への対応	-----	6
13. サービスに関する苦情・相談	-----	7
14. 事故発生時の対応方法	-----	7
15. 法人の概要	-----	7
16. 訪問介護利用料金	-----	8

## 1. 事業所の概要

事 業 所 名	訪問介護ステーション クレイン東邦
所 在 地	群馬県みどり市笠懸町阿左美3276-5
代 表 者 名	駒井 太一
電 話 番 号	0277-46-9997
営業日・営業時間	年中無休 ・ 午前8時45分～午後5時15分
事業所指定番号	群馬県 1071200537 号
サービス提供実施地域	みどり市 ・ 桐生市 ・ 太田市蘇塚町周辺

## 2. 訪問介護の目的及び運営方針

訪問介護の実施にあたって、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者がもっている能力に応じた、自立した生活が出来るよう支援いたします。当法人の持つ様々な機能を生かして、利用者の在宅生活を援助します。

## 3. 事業所の職員体制（令和 7年10月1日現在）

	資 格	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容	計
管 理 者	介護福祉士	1名（兼務）		管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名（管理者兼務）		業務監督調整	2名
従 業 者	訪問介護員	1名（兼務）	20名	訪問介護 生活相談	21名

## 4. サービス提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝	夜 間	深 夜
		6:00～8:00 (25%増し)	18:00～22:00 (25%増し)	22:00～6:00 (50%増し)
月～金	○	○	○	○
土・日	○	○	○	○
祝祭日	○	○	○	○

※ 時間帯により料金が異なります

## 5. サービスの内容

サービス開始前に利用者の方やご家族、ケアマネージャー等とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則（自己決定・能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活の実現にむけ援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。

### （1）介護保険のサービスの内容

身体介護	入浴介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に留意し、心身の過度の負担をかけないようにすると共に、利用者のペースを尊重し楽しみな入浴とします。</li> <li>・身体の状況により清拭又は部分浴と組み合わせて行います。</li> </ul>
	排泄介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
	食事介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ離床して行うようにすると共に、身体状況、嚥下力に注意し援助します。</li> <li>・介護用品等の利用によりできるだけ自立した食事援助を行います。</li> </ul>
	体位交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床ずれ防止に、からだへの負担がないように行います。</li> </ul>
	寝衣交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝間着、シーツの交換を行います。</li> </ul>
	口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き、うがい、入れ歯の洗浄等により口腔内を清潔にします。</li> </ul>
	受診援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院等の付き添いをいたします。</li> </ul>
生活援助	買い物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日用必需品の買い物を代行いたします。</li> </ul>
	調理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の状況、咀嚼、嚥下力に合わせた調理方法、栄養のバランス、好み、味加減や経済性を考え調理します。</li> </ul>
	掃除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人使用の居室やトイレの掃除をいたします。</li> </ul>
	整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に清潔を心がけ衛生面にも気をつけると共に、作業は効率よく行います。</li> </ul>
	洗濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肌着、寝間着等の洗濯をいたします。</li> </ul>
その他	介護相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活する上でお困りのことがありましたら、どんなことでもご相談ください。解決できるよう努力してまいります。</li> </ul>

### （2）介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

- ・ご家族のために行う行為や、ご家族が行うことが適當と判断できる行為
- ・訪問介護員（以下、「ヘルパー」という）が行われてなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為  
(例：正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車輌の清掃、ペットの世話、家屋の修理、大掃除、ガラス拭き、床のワックス掛け、草むしり、花木の水やり、家具の移動や模様替え)

## 6. 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護報酬告示上の額とし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。但し介護保険の給付を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

利用者は、訪問介護利用料金表に定めた訪問介護に対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

### 【料金に対する補足事項】

※介護保険の訪問介護の場合は上記の料金設定の基本となる場合は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※交通費については前記1の【サービスを提供する実施地域】にお住まいの方無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護利用料金表（交通費）に定める料金を徴収させていただきます。

※利用者のお住まいでのサービスを提供するために使用する水道・ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

※料金のお支払方法は、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、翌々月4日までにお支払い確認後に領収証を発行します。

## 7. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いします。サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※当事業所のサービスを利用するにあたり、利用者の方で契約している居宅介護支援事業所がある場合は、事前に同所の担当者とご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。但し、1年以内に利用者が介護保険施設を退所し再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業所の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合、利用者と事業所の双方の合意により契約の終了が出来るものとします。
- ・当事務所がが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や

ご家族などに対して社会通念の逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

## 8. 当事業所のサービスの特徴

＜より良いサービス利用のために＞

### ① ヘルパーの変更

変更希望者はお申し出ください。常にサービスの向上に努めます。

### ② ヘルパーの研修

研修会、学習会等を積極的に行い、常にサービスの向上に努めます。

### ③ サービスマニュアルの作成

訪問介護計画書等のサービスを提供するために利用者別のマニュアルを整備しております。

## 9. 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

### (2) 個人情報保護法について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報及び利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙媒体の他、電子的記録を含む）については、管理者が責任をもって管理し、また処分に際して第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加、削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等行うものとします。  
(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

## 10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

### 【緊急時連絡先】

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

### 【主治医連絡先】

医 療 機 関 名	
電 話 番 号	

### 【居宅介護支援事業所】

事 業 者 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

## 11. 非常災害対策

- (1) 防災時には消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- (2) 防火管理者を選任するとともに、消火設備、非常放送設備、自動火災報知機、誘導灯、防火シャッター等必要な設備を良好に保ちます。
- (3) 消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火・通報・避難訓練を年間計画で実施します。

## 12. 暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合は、サービスを中断する場合があります。

### 13. サービス内容に関する苦情

#### (1) 当事業所の相談窓口・苦情窓口

当事業所の訪問介護に関するご相談・苦情または、提供しているサービスの内容に関するお問い合わせは、下記の相談窓口にて承ります。

訪問介護ステーション クレイン東邦	
電 話	0277-46-9996
F A X	0277-46-9801
担 当	津久井 紀子
受付時間	月曜～土曜（但し祝日・12月30日～1月3日を除く） 午前8：45～午後5：15

#### (2) その他の窓口

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることが出来ます。

みどり市	介護高齢課	TEL 0277-76-0974 FAX 0277-76-9048
桐生市	健康長寿課 長寿支援係	TEL 0277-46-1111 FAX 0277-45-2940
太田市	介護サービス課	TEL 0276-47-1856 FAX 0276-47-1889
公共団体の窓口	群馬県国民健康保険団体連合会 苦情・相談窓口	TEL 027-290-1323 FAX 027-255-5077

### 14. 事故発生時の対応方法

万全の体制で訪問介護の提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、事故に遭われた方の救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

### 14. 法人の概要

名 称 : 医療法人社団三思医光会  
代 表 者 : 理事長 駒井 太一  
法人本部所在地 : 群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地  
電 話 番 号 : 0277-76-6311  
法 人 設 立 : 昭和51年 1月12日

令和7年10月1日現在

## 【訪問介護 利用料金】

※ 下記の自己負担額は介護保険負担割合1割の方の負担額です。2割負担・3割負担の利用者様は  
介護負担割合に応じた金額がご請求額になります。

### 基本料金

	20分未満		20分以上30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上	
	基本料金	自己負担額	基本料金	自己負担額	基本料金	自己負担額	基本料金	自己負担額
身体 介護	1, 630円	163円	2, 440円	244円	3, 870円	387円	5, 670円	567円
	1時間以後							
	基本料金				自己負担額			
	5, 670円+30分毎に820円増				567円+30分毎に82円増			
生活 援助	20分以上45分未満		45分以上					
	基本料金	自己負担額	基本料金	自己負担額				
	1, 790円	179円	2, 200円	220円				

### 身体介護に引き続き生活援助を行う場合

生活援助 20分未満		生活援助 20分～45分未満	
基本料金	自己負担額	基本料金	自己負担額
上記身体介護の金額	上記身体介護の金額	上記身体介護の金額 +650円	上記身体介護の金額 +65円
生活援助 45分～70分未満		生活援助 70分以上	
基本料金	自己負担額	基本料金	自己負担額
上記身体介護の金額 +1, 300円	上記身体介護の金額 +130円	上記身体介護の金額 +1, 950円	上記身体介護の金額 +195円

### 時間外料金

早朝 (6:00～8:00)	夜間 (18:00～22:00)	深夜 (22:00～6:00)
25%増	25%増	50%増

### 加算料金

加 算 項 目	内 容			基本料金	自己負担額
初回加算	初回月につき1回			2, 000円	200円
緊急時訪問介護加算	1回につき			1, 000円	100円
口腔連携強化加算	1回につき			500円	50円
認知症専門ケア加算	( I )	1日につき		30円	3円
	( II )	1日につき		40円	4円
生活機能向上連携加算	( I )	最初にサービスを行った月以降3ヵ月		1, 000円	100円
	( II )	最初にサービスを行った月以降3ヵ月		2, 000円	200円
特定事業所加算	( I )	所定単位数の20%	( II )	所定単位数の10%	
	( III )	所定単位数の10%	( IV )	所定単位数の3%	
	( V )	所定単位数の3%			
介護職員等処遇改善加算	( I )	介護保険利用額の24. 5%	( II )	介護保険利用額の22. 4%	
	( III )	介護保険利用額の18.2%	( IV )	介護保険利用額の14.5%	

## 減額料金

減算項目	内 容	減算率
訪問介護同一建 物減算	事業所と同一建物内に20人以上の利用者	介護保険利用額の△10%
	事業所と同一建物内に50人以上の利用者	介護保険利用額の△15%
	正当な理由なく同一建物に90%以上の利用者	介護保険利用額の△12%
高齢者虐待防止措置未実施減算		介護保険利用額の△1%
業務継続計画未策定減算		介護保険利用額の△1%

※ 訪問介護同一建物減算に関しては、サービス付き高齢者向け住宅クレイン東邦にご入居中の方のみ対象となります。

1. 利用者の身体的理由で1人によるサービス提供が困難な場合
2. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが見られる場合
3. 上記1・2に準じると認められる場合

(例:エレベーターのない建物の2階以上の居室から、歩行困難な利用者を外出させる場合等)

## 交通費

訪問にかかる交通費	みどり市、桐生市、太田市敷塚町周辺は不要。  その他の地域(通常の実施地域を越えてから)  片道10kmまでは、300円 片道10km以上は、500円
-----------	--

## 同意書

訪問介護の提供にあたり、利用者に対して契約書および契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明を行い、同意を得ました。

令和        年        月        日

事業者        住 所        群馬県みどり市笠懸町阿左美1155

名 称        医療法人社団 三思医光会

代表者        理 事 長 駒 井 太 一

事業者        住 所        群馬県みどり市笠懸町阿左美3276-5

名 称        訪問介護ステーション クレイン東邦

(事業所番号 1071200537 号)

説明者        氏 名

私は、本書面を受領し、これに基づき事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、これらを充分に理解した上で同意します。

利用者        住 所

氏 名

(家族代表)        住 所

氏 名